

第73期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

1. 会社の体制及び方針
2. 連結注記表
3. 個別注記表

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

八洲電機株式会社

上記書類は、法令及び当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

1. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、グループ各社とともに、市民生活との調和を図りつつ、公正かつ適切な経営を実現するため、法令、定款及び社会規範・倫理（以下「法令等」と総称する。）並びに「経営理念」及び「八洲グループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、その浸透を図る。
- ロ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役及び従業員（執行役員を含む。以下同じ。）の職務の執行が法令等並びに「経営理念」及び「八洲グループ行動規範」に適合することを確保し、その徹底を図るためにコンプライアンス委員会（委員長：当社代表取締役社長）の運営と社内教育を行う。
- ハ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社及びグループ各社の従業員が、当社及びグループ各社における法令等の違反を含むコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合に、当社又はグループ各社のコンプライアンス担当部署及び当社監査等委員会或いは外部通報窓口に通報する内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為に対応する。
- ニ. 当社内部監査部署は、当社及びグループ各社の職務の執行が法令等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行うとともに監査結果について社長及び監査等委員会に報告する。社長は、担当する取締役及びグループ会社社長にその改善を指示するとともに、当該会社が当社の場合は監査等委員会、グループ会社の場合は当該グループ会社の監査役及び当社監査等委員会に報告する。
- ホ. 当社は、グループ各社とともに、金融商品取引法に対応するため、財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目及び拠点を選定し、その業務プロセス等の整備・運用状況を評価し、財務報告の適正性及び信頼性を確保する。
- ヘ. 当社及びグループ各社の取締役は、職務執行確認書を作成することにより、その職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、これを当社の取締役は当社監査等委員会、グループ会社の取締役は各グループ会社監査役に提出し、それぞれ当社又はグループ各社の取締役会の職務執行監督及び当社の場合は監査等委員会、グループ会社の場合は各グループ会社監査役及び当社監査等委員会の監査に供する。なお、グループ各社の社長は、当社社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出する。

②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する事項は、「文書管理規程」に従って行い、取締役及び監査等委員会が選定した監査等委員（以下、「選定監査等委員」という。）はかかる情報を常時閲覧可能とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ各社とともに、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会（委員長：当社代表取締役社長）を中心として、当社及びグループ各社の経営に影響を及ぼすおそれのある経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、評価するとともに、リスク管理体制をなお一層整備する。なお、リスク管理体制の整備には、経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合にも対応できる体制を含む。

④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社及びグループ各社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し機動的な意思決定を行う。なお、当社は、取締役会を月1回以上開催する。

ロ. 当社及びグループ各社は、取締役会において経営機構、代表取締役及びその他の職務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、代表取締役及び各職務担当取締役に職務の執行を行わせる。

ハ. 当社及びグループ各社は、業務執行取締役等で構成される経営会議等を設置し、職務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から定期的に協議し審議する。なお、当社は、経営会議を月1回以上開催する。

二. 当社は、グループ各社とともに、グループとしての中期経営計画を策定し、これを具体化するため、毎事業年度ごとにグループ全体の予算方針及び重点戦略等を定める。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理について、「関係会社等管理規程」に基づき適切に推進する。また当社は、グループ各社への内部監査を実施し、グループ各社の業務全般にわたる適正性を確保する。

⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. グループ各社は、「関係会社等管理規程」の報告事項に定めた決算書、経営計画書、月次決算書、その他必要と認められた書類について定期的に当社へ報告を行う。

ロ. 当社は、グループ各社の社長が出席するグループ会社報告会を定期的に開催するとともに、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、グループ各社の社長は、当該事象について当社社長及び関係取締役へ報告を行う。

⑦当社監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する専属の部署（以下「監査等委員会担当部署」という。）を設置する。また、当社は、監査等委員会及び監査等委員がそのほかに補助者を必要とするときは、補助者となるべき従業員の所属する部署の担当取締役にその旨を連絡し、当該取締役は速やかに必要な措置を講じる。

⑧前項の当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会担当部署に所属の従業員及び前項により職務を補助することとなった従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について選定監査等委員の事前の同意を必要とする。

⑨第7項の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会担当部署に所属の従業員及び第7項により職務を補助することとなった従業員は、その職務を補助する限りにおいて監査等委員会又は監査等委員の指揮命令に従わなければならない。

⑩当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が、当社の選定監査等委員に報告をするための体制

イ. 当社は、監査等委員会と協議の上、取締役及び従業員が選定監査等委員に報告すべき事項を「取締役会規程」で定める。なお、取締役は、その定められた事項について選定監査等委員に報告するとともに、その他、当社又はグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について選定監査等委員に都度報告する。

ロ. 当社の取締役及び従業員並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員は、当社の選定監査等委員からその職務の執行に資する情報について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社選定監査等委員への報告を行った前項の者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に、並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底する。

⑫当社監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員が職務を遂行するために生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要なと証明をした場合を除き、処理するものとする。

⑬その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は、選定監査等委員に対し、重要な決裁書類を供覧し、選定監査等委員がいつでも経営情報をはじめとする各種の情報を取得できる体制をとる。

ロ. 当社は、監査等委員会及び監査等委員が、取締役又は会計監査人との間で、意見及び情報の交換を行う場を提供する。

⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制

イ. 当社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、グループ各社とともに、反社会的勢力との関係遮断を遂行するための体制をとる。また、取引先については、取引開始時に反社会的勢力でないことを確認する。

ロ. 当社は、グループ各社とともに、反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して対応する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ会社の取締役・従業員は、業務遂行にあたり社会的責任を深く自覚し、関係法令・定款・会社規程を遵守するとともに、社会倫理に適合した行動をすべく「八洲グループ行動規範」を定め、社内イントラネットへの掲載やリーフレットの役員・従業員全員への配布を通じ、周知徹底を図るとともに、就業日の毎朝、各職場で朝礼を開き、継続的にコンプライアンス意識の啓発に努めております。
- ロ. 当社の業務執行取締役及び社外取締役1名並びにグループ会社社長をメンバーとするコンプライアンス委員会(委員長:代表取締役社長)を半期に1回開催し、当社及びグループ会社のコンプライアンス活動の進捗状況を確認・審議し、コンプライアンス諸施策の向上を期しております。
- ハ. 内部通報制度については、「内部通報規程」に基づき、グループ会社を含めた社内通報窓口(当社監査等委員会を含む。)と社外通報窓口(指定弁護士事務所)を設置し、通報者が利用しやすい環境を整え、通報案件に適切に対応するとともに、通報者の保護にも特段の配慮をしております。
- ニ. コンプライアンス推進年度計画に基づき、年間教育スケジュールを定め、全従業員を対象とした教育研修を実施しており、今後も継続していく考えです。
- ホ. 監査部が、年間監査計画に基づき、当社及びグループ会社を対象に法令・定款・会社規程等の遵守状況を監査しており、その監査結果に基づく改善措置等のフォローアップを実施することで、業務改善の実効性確保に注力しております。

②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、経営会議等取締役が出席した重要会議に関する資料及び議事録、取締役が職務執行に関して決裁した稟議書等の各種文書について、「文書管理規程」に基づき、総務部にて安全かつ適切に保存・管理しております。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」及び「危機管理細則」を制定し、半期ごとに開催するリスク管理委員会(委員長:代表取締役社長)にて、対応すべきリスクの抽出、対策、効果の確認を検証しております。
- ロ. BCP(事業継続計画)の効果的運用を図るため、定期的な点検・見直し及び教育・訓練を毎年実施しております。

④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社及びグループ各社は、それぞれ定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の定期的な業務執行状況の報告等を通じ、相互に取締役の職務執行を監督しております。
- ロ. 中期経営計画策定委員会にて、第14次中期経営計画(2016年度～2018年度)を策定し、2016年3月度取締役会にて同中期経営計画を決定しております。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社からグループ各社に対し取締役・監査役を派遣し、適正な業務執行を監督するとともに、当社監査部による内部監査の実施、グループ会社報告会等グループ会社との定例会議の開催、当社主催のコンプライアンス教育・研修会開催等を実施しております。

⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- イ. 当社取締役会や経営会議及びグループ会社報告会等グループ会社との定例会議等にて定期的に各グループ会社から報告を受けております。
- ロ. グループ各社でのその他重要事項があった場合は、当該グループ会社社長が当社代表取締役社長並びに関係取締役へ都度報告しております。

⑦当社監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

昨年6月24日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、従前の監査役会業務課を改組し、監査等委員会の職務を補助すべき専属部署として、監査等委員会の直轄下に監査等委員会業務課を設置した体制を整えております。

⑧前項の当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前項の従業員は、監査等委員会の指示命令で職務を行っており、当該従業員の異動・評価については、監査等委員会に意見聴取し、事前の同意を得ております。なお、懲戒処分事案はありませんでした。

⑨第7項の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役の執務場所と同じ職場に常駐し、監査等委員会又は監査等委員の指示命令に従い、職務を行っております。また、監査等委員会が監査等委員会業務課に所属する従業員以外の従業員の補助が必要であると判断した際には、監査等委員会が都度当該従業員の所属する部署の担当取締役に要請し、当該取締役は速やかに当該従業員に対して監査等委員会の職務を補助すべき旨を指示しております。

⑩当社の取締役及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の選定監査等委員に報告をするための体制

当社取締役会にて「取締役会規程」に則り、毎月所定事項を報告しているとともに、選定監査等委員からその職務の執行に係る報告を求められた場合は、関係部門より随時報告しております。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社も含めた取締役、従業員に対し、当社選定監査等委員に報告を行なったことにより、不利な取扱いを行なうことを禁止しており、万が一そのような事象が発見された場合は、直ちにその行為を中止させるとともに、不当行為当事者へは、就業規則に従い懲戒処分することとしています。

⑫当社監査等委員会及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員からの職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用請求については、毎年一定額の予算を計上しており、監査等委員からの職務の執行について生ずる費用の請求については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと証明した場合を除き、適切なものと判断して処理しております。

⑬その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会が十分な監査を実施しうる環境を整えるために、業務執行に係る重要書類を選定監査等委員が常に閲覧できる体制を整えております。

- ロ. 監査等委員は取締役会に出席するほか、監査等委員である社外取締役1名がコンプライアンス委員会、リスク管理委員会に出席し、また、その他の重要な会議等の審議状況・結果等については、業務執行取締役等出席者から必要な情報を受けております。
- ハ. 監査等委員会及び監査等委員は、代表取締役社長、関係業務執行取締役又は会計監査人と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行の監査及び内部統制の状況について確認をしております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、安全性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を目指してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成29年5月15日開催の取締役会の決議により、1株当たり16円と決定させていただきました。

⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社及びグループ会社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たない体制をとっておりますが、反社会的勢力との接触が生じた場合は、直ちに所轄の警察署の指導、顧問弁護士への相談、コンサルティング会社の助言等を受け、毅然たる態度で要求を拒否することとしております。なお、今年度においては、該当事案は発生しておりません。

2. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

八洲電子ソリューションズ(株)、(株)ヤシマ・エコ・システム、ヤシマコントロールシステムズ(株)、(株)中国パワーシステム、(株)テクノエイト、カミヤ電機(株)

なお、当連結会計年度より、会社分割（簡易分割）により設立した八洲電子ソリューションズ(株)を連結範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

Yashima Denki Singapore Pte.Ltd. 他2社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

(3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等

該当事項はありません。

(4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

(5) 開示対象特別連結子会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等

非連結子会社の名称

Yashima Denki Singapore Pte.Ltd. 他2社

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益及び利益剰余金等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

(3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等
該当事項はありません。

(4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項
該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

ロ. その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

イ. 商品

総平均法

ロ. 原材料

最終仕入原価法

ハ. 未成工事支出金

個別法

ニ. 仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日付連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

③のれんの償却方法及び償却期間

6年間で均等償却しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ43百万円増加しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「その他」に含めておりました「前受金」(前連結会計年度10億67百万円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物	3,123百万円
土地	29百万円
合計	3,153百万円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金	1,250百万円
-----------	----------

2. 資産から直接控除した減価償却累計額 1,330百万円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	3,732百万円
未払金	4,170百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	21,782,500株	－株	－株	21,782,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年5月13日 取締役会	普通株式	326	15.00	平成28年3月31日	平成28年6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	348	16.00	平成29年3月31日	平成29年6月7日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少であります。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は新本社ビル建替えに係る資金調達であります。なお、金利は固定金利を採用しており、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、調査部門が各得意先の信用状態に関する資料を集中管理し、取引上の参考に資するとともに必要事項を関係部署に伝達することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（注2）を参照ください）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	10,755	10,755	－
(2)受取手形及び売掛金	27,477	27,477	－
(3)電子記録債権	2,608	2,608	－
(4)未収入金	3,806	3,806	－
(5)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	353	354	1
②その他有価証券	1,368	1,368	－
資産計	46,369	46,371	1
(1)支払手形及び買掛金	25,493	25,493	－
(2)短期借入金	215	215	－
(3)未払金	4,582	4,582	－
(4)未払法人税等	313	313	－
(5)長期借入金	1,270	1,229	△40
負債計	31,873	31,833	△40

（注1） 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権、(4)未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

- ① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの			
国債・地方債等	50	50	0
社債	302	303	1
合計	353	354	1

- ② その他有価証券の当連結会計年度の売却額は47百万円であり、売却益の合計額は21百万円、売却損の合計額は0百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	1,097	486	610
小計	1,097	486	610
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	271	304	△32
小計	271	304	△32
合計	1,368	790	578

負債

- (1)支払手形及び買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (5)長期借入金

この時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

- (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0
子会社株式	9

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)有価証券及び投資有価証券 ②その他有価証券」には含めておりません。

- (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内
現金及び預金	47	—
受取手形及び売掛金	27,477	—
電子記録債権	2,608	—
未収入金	3,806	—
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券(国債・社債)	100	252
合計	34,039	252

- (注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
短期借入金	215	—	—
長期借入金	580	550	140

(注) その他の有利子負債の長期預り保証金については、取引先と当社との間で債権等の弁済を担保するため返済期限が定まっておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の金額的重要性が低いため、記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	776円04銭
2. 1株当たり当期純利益	46円27銭

(重要な後発事象に関する注記)

(固定資産の譲渡)

当社は、平成29年3月30日付で次のとおり固定資産の譲渡契約を締結いたしました。

1. 固定資産譲渡の内容

譲渡の理由	経営資源の有効活用及び財務体質の向上を図るため、当社の保有する土地を譲渡することといたしました。
譲渡物件	土地(865.94㎡) 東京都足立区千住桜木一丁目
現況	遊休資産
帳簿価額	26百万円
譲渡価額	644百万円
譲渡の相手先	譲渡先は不動産事業を営んでいる国内法人の1社であります。先方との守秘義務契約により公表を差し控えていただきます。 なお、当社と譲渡先の間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係及び関連当事者として特記すべき事項はございません。
物件取引日	平成29年5月31日(予定)

2. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該固定資産の譲渡に伴い、平成30年3月期第1四半期決算において、譲渡価額から帳簿価額と譲渡に伴う諸経費を控除した固定資産売却益600百万円(概算)を特別利益として計上する見込みであります。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

①商品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については、主として社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び工事売上原価の計上基準

工事売上高の計上は当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ41百万円増加しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において区分掲記しておりました「短期貸付金」(当事業年度2百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は流動資産「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において区分掲記しておりました「未払消費税等」(当事業年度一百万円)については、金額が僅少となったため、当事業年度は流動負債「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において営業外収益「その他」に含めておりました「システム利用料」(前事業年度51百万円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物	3,123百万円
土地	29百万円
合計	3,153百万円

(2) 担保付債務

買掛金	1,250百万円
-----	----------

2. 資産から直接控除した減価償却累計額 545百万円

3. 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

4. 偶発債務

関係会社の支払債務に対して債務保証を行っております。

八洲電子ソリューションズ(株)	708百万円
-----------------	--------

5. 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権	1,214百万円
長期金銭債権	495百万円
短期金銭債務	274百万円

6. 包括代理受注契約に基づく取引残高

未収入金	2,895百万円
未払金	3,334百万円

包括代理受注契約とは、請負人の代理人として契約する取引であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引(収入分)	391百万円
営業取引(支出分)	1,580百万円
営業取引以外の取引(収入分)	381百万円
営業取引以外の取引(支出分)	0百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,184株	－株	－株	1,184株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産 (流動)

未払事業税	16 百万円
貸倒引当金	2 百万円
賞与引当金	188 百万円
その他	44 百万円
繰延税金資産 (流動) 合計	<u>251 百万円</u>

(2) 繰延税金資産 (固定)

退職給付引当金	308 百万円
会員権	1 百万円
長期未払金	16 百万円
減損損失	26 百万円
関係会社株式評価損	13 百万円
その他	32 百万円
繰延税金資産 (固定) 小計	<u>399 百万円</u>
評価性引当額	<u>△44 百万円</u>
繰延税金資産 (固定) 合計	<u>355 百万円</u>
繰延税金負債 (固定) との相殺額	<u>△355 百万円</u>
繰延税金資産 (固定) の純額	<u>- 百万円</u>

(3) 繰延税金負債 (固定)

固定資産圧縮積立金	213 百万円
その他有価証券評価差額金	158 百万円
繰延税金負債 (固定) 合計	<u>371 百万円</u>
繰延税金資産 (固定) との相殺額	<u>△355 百万円</u>
繰延税金負債 (固定) の純額	<u>16 百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	名称	議決権の数		当社と 関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
		所有 割合	被所有 割合					
連結子会社	八洲電子 ソリューションズ(株)	100.0%	－%	電子部品等の 販売 債務保証	資金の貸付 (注)	984百万円	関係会社 短期貸付金	984百万円
					仕入債務に 対する債務 保証	708百万円	－	－
連結子会社	ヤシマコントロール システムズ(株)	100.0%	－%	制御盤等の 製作請負	資金の貸付 (注)	50百万円	関係会社 短期貸付金	50百万円
							関係会社 長期貸付金	495百万円

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 資金（貸付金）について市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 736円88銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 42円30銭 |

(企業結合に関する注記)

共通支配下の取引

1. 取引の概要

- (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

当社の電子デバイス・コンポーネント事業

- (2) 企業結合日

平成28年4月1日

- (3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、新たに設立した「八洲電子ソリューションズ(株) (新設会社)」を承継会社とする簡易分割による新設分割方式です。

- (4) 結合後企業の名称

八洲電子ソリューションズ(株)

- (5) その他取引の概要に関する事項

平成27年4月から当社の社内カンパニーとして、電子コンポーネント社（以下「電子社」という）は、ルネサスエレクトロニクス製半導体を中心に、液晶、EMS、ソフト受託開発等にて電子デバイス・コンポーネント事業を運営しております。

電子社では、以前から行っている技術者によるフロントセールスをさらに強化した結果、徐々に成果を上げデバイス単体営業から顧客へのソリューション営業へ体質改善を図りました。

現在、当社は独自のエンジニアリング会社を目指しており、電子デバイス・コンポーネント事業においても、組み込み技術へのエンジニアリングソリューションを目指し、電子業界特有の変化のスピードに対応し、先端技術を駆使して顧客の要求にお応えするために、完全分社化を行いました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(重要な後発事象に関する注記)

(会社分割)

当社は、平成29年2月15日開催の取締役会において、平成29年4月1日付で、当社の産業電機機器事業を当社の子会社である八洲産機システム(株)に承継させる会社分割を行うことを決議し、同日に実施しております。

1. 会社分割の目的

当社は、平成28年4月より、顧客及び取引先視点による市場対応力を強化するため、産業電機機器事業を「産機システム社」として社内分社化し、権限委譲による自主経営の促進により、迅速かつ柔軟な事業推進を行ってまいりました。

さらに、平成29年4月より、「産機システム社」を分社化し、当社の子会社である八洲産機システム(株)に承継させることにより、より迅速な経営判断と事業に適した効率的なビジネスモデルを実現させ、更に競争力を高めていきたいと考えております。

なお、本会社は、八洲グループ内で、ドライブシステム・圧縮機・変圧器などの産業電気機器の販売・サービスをワンストップで行う会社を目指しております。

2. 会社分割の方式

当社を分割会社とし、当社の100%子会社である、八洲産機システム(株)を承継会社とした吸収分割方式です。

3. 分割する事業の内容

主にドライブシステム・圧縮機・変圧器などの産業電気機器の販売・サービスなど
平成29年3月期売上高：7,666百万円

4. 分割する資産、負債の項目及び金額（平成29年3月31日現在）

(単位：百万円)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	802	固定負債	69
固定資産	11		
合計	813	合計	69

(固定資産の譲渡)

連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。